

令和２年７月１７日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和2年7月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和2年7月17日（金）午後1時30分～2時18分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中6名出席。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 提出議案
議案第1号
空き家に付随した農地指定申請について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也
事務局 班 長 渡 部 達 也
事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会7月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、1番、伊藤義人委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、7月9日、令和2年度第1回喜多方地方農地中間管理事業推進連絡調整会議、喜多方合同庁舎で開催されまして、事務局が出席しております。2番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会7月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、本日の総会終了後、午後2時30分から、北塩原村農業委員会委員辞令交付式をこちらの会場で開催いたします。2番、7月20日、北塩原村農業委員会臨時総会、村役場集会室1・2で開催し、新しい農業委員さん、事務局長、事務局が出席いたします。3番、8月3日、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱状交付式、村役場集会室1・2で開催し、会長、会長職務代理者、推進委員、事務局が出席いたします。4番、8月7日、令和2年度農業者年金業務担当者会議、ビッグパレットふくしまで開催され、事務局が出席いたします。5番、8月20日、北塩原村農業委員会総会8月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「空き家に付随した農地指定申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。議案第1号、空き家に付随した農地指定申請につい

て説明いたします。次の空き家に付随した農地指定申請について、意見を求めるものでございます。初めに、空き家に付随した農地指定申請について、説明いたします。北塩原村では、これまで農地の権利を取得する際の別段面積を大字桧原の区域では10a、その他の区域では30aに設定しておりましたが、先月6月19日に開催しました農業委員会総会において、北塩原村空き家バンクに登録された空き家に付随した農地に限り、別段面積を0.1a（10㎡）に設定することについて、委員の皆さんに承認をいただいたところでございます。これは、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地化が進んでいることから、定住促進及び遊休農地の解消を目的として、新たに別段面積を設定したものでございます。今回、村の空き家バンクに登録された空き家の所有者から、空き家とともに農地の権利取得・設定を行えるようにするため、事務局に空き家に付随した農地指定申請書が提出されましたので、委員の皆さんには、空き家に付随した農地として指定してもよいかどうかの判断をお願いしたいと思います。それでは、申請内容について説明させていただきます。番号1番、1、申請人の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、会津若松市在住の方でございます。2、指定を受けようとする土地の所在等については、大字下吉字〇〇1566番3、地目は畑、面積158㎡の1筆でございます。3、証明を求める理由としましては、北塩原村空き家バンクに登録された空き家とともに権利の取得・設定を行うためでございます。次に、4、指定を受けようとする農地の状況等（適用条件）についてでございますが、4ページの北塩原村空き家に付随した農地の別段面積取扱基準を抜粋したものをご覧ください。第3条の□で囲われた設定区域に、北塩原村空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、事前に農業委員会が一筆ごとに指定した農地とありますとおり、指定申請書を提出する時点で、村の空き家バンクに空き家の登録を済ませていることが前提となります。そこで、3ページにお戻りください。4番の1つ目、空き家の登録状況でございますが、令和2年6月1日に登録済であることを確認しております。続いて、行ったり来たりで申し訳ありません。4ページの第4条、適用条件をご覧ください。指定を受ける際に（1）から（3）までの条件を満たしている必要があります。（1）一筆ごとを単位とし、適用する時点で空き家に付随した農地の全て又は一部が遊休化している若しくは遊休化するおそれがあり、かつ、所有者又は法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。（2）空き家に付随した農地は、原則として当該空き家と同一行政区内に所在すること。同一行政区でない場合は、空き家からおおむね1km以内に所在すること。（3）空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一であること。（4）については、指定後の農地の権利移動の際の条件となります。それでは、3ページにお戻りください。4番の2つ目、遊休農地区分でございますが、現に耕作されておらず、所有者は会津若松市在住のため、今後も耕作される見込みがない農地としてA分類と判断しております。3つ目、空き家から指定を受けようとする農地までの距離については、おおむね800mでございます。5ページの申請地位置図をご覧ください。空き家バンクに登録された物件は北山二区に所在しておりまして、申請農地は下吉地区になります。同一行

政区ではございませんが、同一行政区でない場合はおおむね1km以内に所在すれば、条件は満たすこととなります。国道の方を通ればだいたい850mくらいで、下吉集落を通ればだいたい750mくらいでございましたので、おおむね800mとさせていただきました。

3ページにお戻りください。空き家及び指定を受けようとする農地の所有者については、どちらも〇〇〇さんで同一でございます。以上の内容から適用条件は全て満たしているものと考えられます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、指定の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、6ページに申請箇所図を載せておりますのでご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和2年7月17日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。申請人の〇〇さんは若松在住のため、お会いすることはできませんでしたが、13日に電話で確認を行いました。申請内容に間違いはないということでございました。なお、申請地は雑草が生えており、耕作されていないことを確認いたしました。以上のことから、指定の可否については、可と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○推進委員、佐藤誠一委員

ここの農地は、もともとA分類だったんですか。

○2番、中川博之委員

はい。そうです。

○議長

他に、ご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、空き家に付随した農地指定申請について、申請内容の通り空き家に付随した農地に指定することを通知することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より4点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(全国農業新聞について)

(農業委員積立の精算について)

(活動記録簿について)

(新農業委員の辞令交付式について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。3年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)